

重要事項說明書

【認知症対応型共同生活介護】

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

利用者： 様

有限会社 豊 グループホーム光風の家

1.事業主体概要

事業主体名	有限会社 豊
法人の種類	有限会社
代表者名	大城 裕明
資本金	300 万円

法人の理念

家庭や地域の文化・習慣を尊重し経営の透明性、信頼の確保に努めて参ります。

他の介護保険関連の事業

- ・通所介護

2.ホーム概要

ホーム名 グループホーム 光風の家

ホームの目的

有限会社豊が設置するグループホーム光風の家（以下「事業所」という。）において実施する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とします。

3.ホームの運営方針

認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。

介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供します。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めます。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

6 事業所は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕

を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

- 7 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。
- 8 前7項のほか、「地域密着型サービスに関する基準を定める条例」、「地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

4.事業の運営

認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

5.事業所の概要

ホームの責任者	大城 裕明
開設年月日	平成14年2月1日
介護保険事業所指定番号	4772800076
事業所の名称	グループホーム光風の家
所在地	豊見城市字高嶺299番地1
電話/FAX番号	TEL/840-6595 FAX/840-6591

敷地概要（権利関係）	賃貸借契約
建物概要（権利関係）	構造 鉄筋コンクリート造延べ床面（171.5 m ² ）
居室の概要	全個室9部屋（ベット、クローゼット、ルームエアコン）
共用施設の概要	① 食堂兼居間 ②便所3か所（大便器2、小便器1） ③洗面室（洗面器2台） ④浴室（シャワー、浴槽）
緊急対応方法主治医	西崎病院と連携

防犯防災設備 避難設備等の概要

壁と屋根は燃えにくい耐火石膏ボード 全居室のカーテンは防災用生地
全居室、居間にスプリンクラー、自動火災報知設備設置、火災通報装置、
ガス漏れ警報器・消火器等をホーム内に設置。年2回避難訓練を実施します。

6.職員体制（職員の区分）

認知症対応型共同生活介護事業の遂行のために次の職員をおく。

	資格等	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	計
管理者	介護福祉士 認知症実践者研修		1			1

計画作成担当者	介護支援専門員 認知症実践者研修			1		1
介護職員	介護福祉士（4名） ヘルパーステッフ2級（5名）	2	1	8		11

管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。

（2）計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。

（3）介護従業者 3名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

7.勤務体制

昼間の体制 3名以上 【5:00～22:00】…3～5人 夜間の体制 1人 【16:30～9:00】

8.利用状況（令和6年5月16日）現在

利用者数 9人 (ユニット数：1ユニット) 総定員 8人

介護区分	利用者数
要支援2	0名
要介護1	1名
要介護2	2名
要介護3	0名
要介護4	2名
要介護5	3名

9.ホーム利用にあたっての留意事項

- ・面会時間、AM 9時からPM 6時までとする。
- ・外泊は自由、所定の許可をとり注意事項を厳守とする。
- ・基本的に家具類、テレビ等の持ち込みも可能。事前に持ち込み内容を確認する。
- ・馴染みのある、使い慣れた、愛着の深いもの等があれば持込み可。
- ・病院受診は、基本的に家族対応とする。
- ・但し上記の件で（病院受診）家族で受診対応が困難な時はあらかじめ医療機関と弊社への連絡と調整を申し入れるものとする。

※インフルエンザの流行時など、外出、外泊、面会時間・方法にご配慮頂く場合があります。

10.サービスおよび利用料等保険給付サービス

(別紙料金表参照)

食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等が包括的に提供され、要介護度別に応じて定められた金額

（省令により変更あり）が自己負担となる。

但し、入居後30日間は、別料金表に初期加算（1日あたり30円）がプラスされる。

11.短期入所について

- ① 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕（以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を提供します。
- ② 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とします。
- ③ 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとします。
- ④ 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供します。
- ⑤ 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することができます。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとします。

※利用料金は別紙参照とします。

12.介護計画の作成

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成します。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとします。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。
- 4 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

13.利用料等

認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

なお、法定代理受領以外の利用料については「地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとします。

- 2 介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額と

し、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

なお、法定代理受領以外の利用料については「地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとします。

3 家賃、共益費、水道光熱費、食費、敷金については、利用料金は別紙参照とします。

なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還します。

また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがあります。

なお、短期利用認知症対応型共同生活介護については、敷金を不要します。

- 4 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収します。
- 5 月の途中における入退居について日割り計算とします。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。
- 7 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

14. 入退居に当たっての留意事項

利用者が次の各号に適合する場合、事業所の利用ができます。

- ① 要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であると医師からの診断があること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害のおそれがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同した上で、認知症対応型共同生活介護契約条項を承認できること。

※次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (4) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

15. 通院・入退院時、入院中の対応

(1) 通院・入退院時の送迎

緊急時を除き、通院・入退院時の送迎は、原則として保証人で行って下さい。

(2) 入院時の対応

入院中の対応は、保証人でお願いします。

16. 退所の手続き

(1) 利用者及び保証人からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

退所を希望する日の概ね14日前には申し出てください。

(2) 当施設は、次の事由に当てはまる場合、ご利用者（入所者）及び保証人に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ① ご利用者（入所者）のサービス利用料金の支払が、正当な理由なく連続して2ヶ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- ② ご利用者（入所者）が病院等に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後1ヶ月経過しても退院できないことが明らかになつた場合。
- ③ ご利用者（入所者）が、契約期間内にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の報告を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
- ④ ご利用者（入所者）又は保証人が当施設やサービス従業者または他のご利用者（入所者）の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はこの契約を継続し難いほどの背信行為及び反社会的行為（職員へのハラスメント行為を含む）を行い、その状況の改善が認められない場合。
- ⑤ ご利用者（入所者）が自傷行為や自殺のおそれが極めて高く施設においてこれを防止できない場合。

(3) 介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援1と判定された場合

(4) 次の事由に該当した場合は、この契約はその翌日から自動的に終了いたします。

- ① ご利用者（入所者）が他の介護保険施設に入居した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

- ② ご利用者（入所者）が死亡された場合。

- ③ やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合。

(5) 円滑な退所のための援助

ご利用者（入所者）が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、当施設はご利用者（入所者）の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のため必要な以下の援助を速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の紹介。
- ② 居宅介護支援事業者の紹介。
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

17.衛生管理等

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

18.緊急時等における対応方法

従業者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。
- 4 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

19.事故発生時の対応

利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定認知症介護予防共同生活の提供により事故が発生した場合は、沖縄県介護保険広域連合、所在市町村、及び利用者の家族、更に必要に応じて居宅介護支援事業者等へ報告しなければならない。注) 報告には利用者の個人情報が含まれている為その取扱いに十分注意する事。当該事故の状況に際して取った処置について記録しなければならない。又賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

事故発生時の報告先	沖縄県介護保険広域連合 098-911-7502
所在市町村	豊見城市障がい・長寿課 098-850-5320
利用者の家族	
居宅介護支援事業者（必要時）	
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険 098-851-8536

20.非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

21.協力医療機関等

事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めます。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めます。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとします。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めます。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行います。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させができるように努めます。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めます。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えます。

- 22.緊急協力医療機関名 西崎病院
協力医療機関名 西崎病院
上地歯科医院
協力介護老人保健施設 特別養護老人ホーム
ときわ苑
介護老人保健施設サクラビア

23.サービスについての意見・要望・苦情等

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 3 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

ホーム苦情解決責任者 大城みどり（施設長） （T E L : 098-840-6595）

沖縄県国保連合会

介護サービス相談窓口

(TEL : 098-860-9026)

各市町村苦情相談窓口

障がい長寿課 (豊見城市)

(TEL : 098-850-5320)

24.秘密保持及び個人情報の管理・保護

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

事業所は、業務上知り得た利用者等に関する個人情報及び業務上の秘密事項について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険をおよぼす等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官公庁の指示による場合、又は別に定める「個人情報同意書」により同意がある場合に限り、第三者に開示することができる。それ以外の場合は、契約継続中及び契約終了後においても、第三者に対して秘匿します。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- 3 本条の規定によるほか、個人情報については、事業所は別に定める個人情報保護規定等に基づき、適正かつ適切に取り扱います。

25.虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

26.身体的拘束廃止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

27.地域との連携

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

- 2 事業所は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者、市職員等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

28.業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 4 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

29.利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催します。

30.その他運営に関する留意事項

事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する

者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存します。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社豊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。
- 5 ハラスメント対策について、事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。
 - ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
 - ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
 - ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

31.第三者評価の実施状況

実施直近の年月日 2019年12月1日
評価機関名称 株式会社 タイムエージェント
開示状況 別紙参照

32.グループホーム光風の家における重度化対応に関する指針

1 当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- (1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるよう、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。
- (2) できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

(3) グループホーム等の利用者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利を保持している観点から、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるよう全人的ケアを提供するために以下の体制を整備します。

※ やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

2 重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応出来る連携体制を確保します。

⑤ 看護職員の体制

看護職員は、「グループホーム光風の家」に勤務する者です。内容は利用者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関等との連絡・調整等です。

⑥ 急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制がとれています。当事業所では常勤の看護師を配置し日常的な健康管理にあたります。また、看護師不在の場合もオンコール体制により、24時間対応可能な体制をとります。

協力医療機関

医療法人 以和貴会 西崎病院

所在地 〒901-0314 沖縄県糸満市座波371-1

電話番号 098-92-0055

医療法人社団悠翔会 くくるホームケアクリニック南風原

所在地 〒901-1104沖縄県島尻郡南風原町宮平

電話番号 098-882-7250 FAX: 098-882-7251

訪問看護ステーション 西崎

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町3-379

電話番号 098-880-3542

訪問看護ステーション エール

所在地 〒901-0213 豊見城市字高嶺361-1 マンション都美1F

電話番号 098-894-6475 FAX番号 098-894-6477

(2) 多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

① 重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

② ケア計画に沿ったケアの実施

ご本人・ご家族とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。

③ 家族・地域との連携

家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

3 重度化対応に関する各職種の役割

(管理者兼看護職員)

- ・看取り介護の総括責任者の任命
- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育・研修
- ・主治医または協力病院との連携
- ・重度化に伴い起こりうる処置への対応
- ・疼痛の緩和
- ・緊急時の対応
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
- ・家族への報告

(計画作成担当者)

- ・継続的な家族支援
- ・他職種とのチームケアの確立
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・緊急時の対応

(介護職員)

- ・きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・コミュニケーション
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
- ・身体的、精神的緩和ケア

4 看取り介護への対応

医学的な見解から医師が回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が低いと判断した場合に、ご本人及びご家族に対し医師などから十分な説明が行われ、当事業所で看取り介護を実施の希望をする場合は、その受け入れの可否を含めて検討し、体制を整え「看取り介護の指針」を別に定め、ご本人及びご家族いずれかの同意のもと、支援に努めます。

5 職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。そのため、施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

- ① 重度化に伴うケアの知識と技術
- ② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的变化への対応
- ③ チームケアの充実
- ④ 死生観教育
- ⑤ 看取り介護に関する対応
- ⑥ 重度化対応ケアの振り返り（検証）

6 入院中における食費・居住費の取り扱い

※居住費（家賃）については、入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は算定の対象期間とします。

※食費については、原則として提供した食事について一食単位で計算対象期間とします。

ア) 急性期における医師や医療機関との連携体制

急性期のケアについては、協力病院の医師と連携する訪問看護事業所が中心となり入居者の症状を的確に把握するとともに、必要に応じて担当医師などと連携を図り、入院等の必要な処置を行う。又24時間連絡体制を整備し、介護スタッフへの医療面からの適切な指導・援助を行い、状態変化への迅速な対応を行います。

イ) 入院期間中における居住費や食費の取り扱い

入院期間中は入居者に対して契約書及び重要事項説明書にて事前に説明し、同意を得た料金以外は徴収しないものとする。利用者が入院した際は、入居継続の意志を確認し、退院後の居室契約書に基づき確保する。その際、居室の提供（家賃）を支払うこととする。入院中においてもグループホーム光風の家の管理者及び連携する訪問看護事業所看護師は、利用者の状態を可能な限り、把握していきます。

ウ) 24 時間連絡体制について

グループホーム光風の家と連携する訪問看護事業所看護師はオンコール体制をとり介護職員からの連絡を 24 時間受けます。

7 オンコール担当に連絡が必要な事項

体調変化	クーリングを実施しても熱が下がらない場合
	嘔吐・下痢などが続く場合
	急に意識がなくなった場合
	心拍が乱れている、又は停止している場合
	呼吸が乱れている、または停止している場合
	ひきつけ・けいれんがある場合
	極度の苦しみを訴えている場合
	重症の人の症状が変わった場合
	起こしても起きない場合
事故・怪我	転倒・転落により、外傷があり多量の出血が見られる場合
	転倒・転落により、床などにぶつかり腫れがある場合
	カテーテルが抜けた場合
	タバコなど異物を飲み込んだ場合
	誤嚥を起こした場合
	入居者が行方不明になった場合
その他	引継ぎの際にあった薬における相違点
	日中帯の状態と大きく変化があった場合（精神面を含む）

エ) 24 時間連絡体制

- ・訪問看護ステーションエール(看護師) TEL 098-894-6475
- ・吉川一央(管理者) TEL098-850-8256
- ・大城みどり(施設長) TEL090-9788-6887
- ・西崎病院(協力病院) TEL098-994-7831
(救急病院：豊見城中央病院、沖縄協同病院、南部徳洲会病院)
- ・夜勤の介護職員は、急変時等に関しては、上記連絡先へ速やかに電話連絡を行い指示を仰ぐこととします。
- ・夜間の職員が 1 人対応となるので、緊急時対応については別に定め、迅速な対応が出来るよう配慮します。

33. 保証人

当施設はご利用者（入所者）に対して、保証人を定めていただきます。当施設での保証人（

身元保証人)の責務は以下のとおりとします。

保証人(身元保証人)

- ① 保証人とは、一般には保証債務を負う人をいいます。
- ② ご利用者(入所者)が入所又は退所する際の手続き(契約・契約解除・契約終了)の義務が生じます。
- ③ ご利用者(入所者)が月々の利用料を滞納した場合、当施設は保証人に請求することが可能で、保証人はその債務を負う義務があります。
- ④ ご利用者(入所者)が認知症などの進行により、意思疎通・決定が難しくなった場合、保証人にその判断を委ねることになります。
- ⑤ ご利用者(入所者)の体調が急変した場合、緊急時の連絡先及び対応は保証人になります。入院する場合は、入院手続きが円滑に進行するように当施設に協力すること、また、医療同意及び入院中の対応義務があります。
- ⑥ ご利用者(入所者)が死亡した場合、または何らかの事情で退所する場合、保証人がご利用者(入所者)の身元引受け先となります。同時に退所時の私物の引き取り、未払い料金の精算などを速やかに行う義務が生じます。
- ⑦ 当施設は、保証人が契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合、保証人を変更することができます。
- ⑧ 当施設は、保証人が契約を継続し難いほどの意思能力を欠くと判断した場合、保証人の変更をすることができます。

(説明者) 説明者氏名 吉川一央 印

(事業者) ホーム名 グループホーム光風の家
住 所 豊見城市字高嶺299番地1 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

(日付) 令和 年 月 日

(利用者)
住 所
氏 名 印

(代理人)(続柄)
住 所
氏 名 印